

議案 1 号

長野都市計画

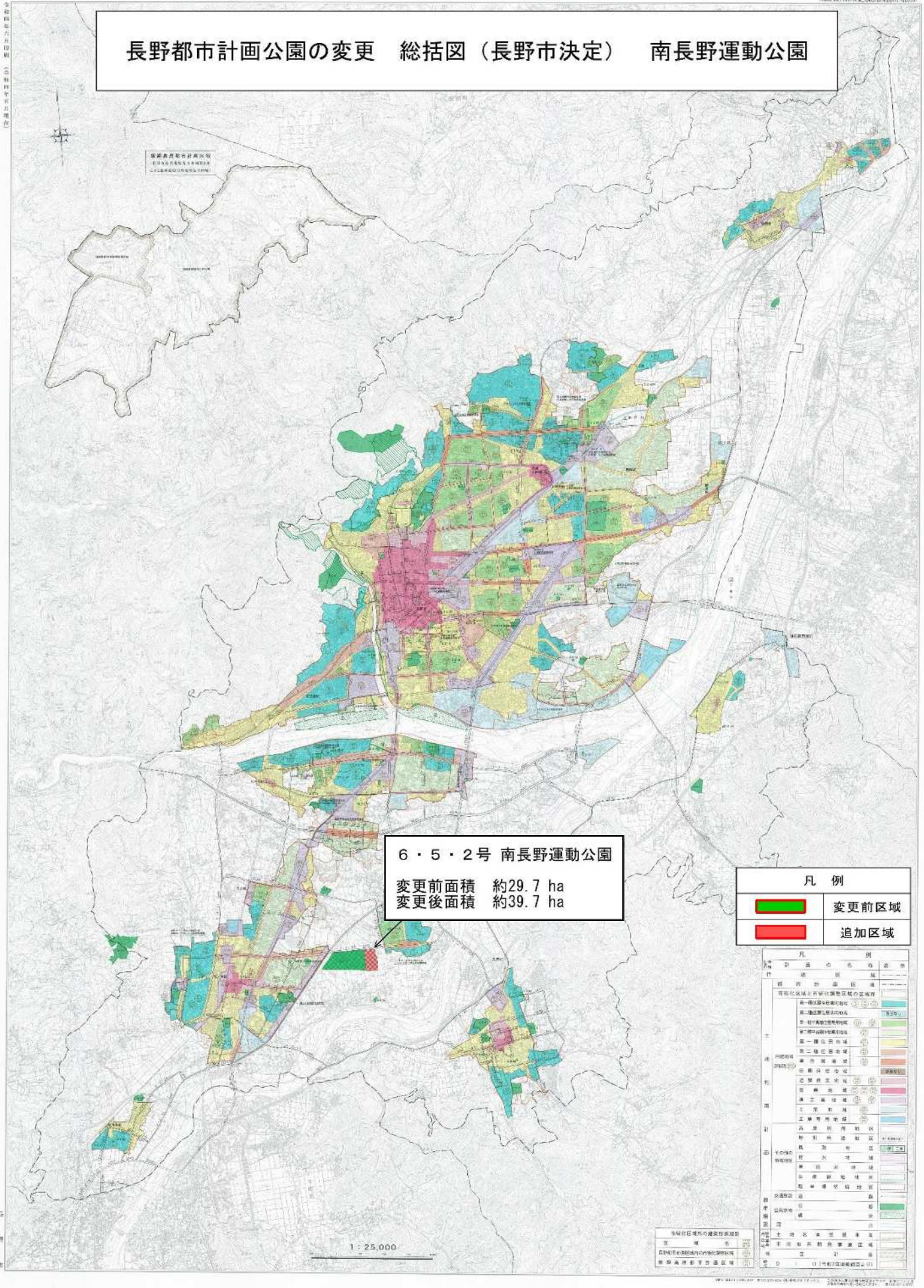
長野都市計画公園の変更
(長野市決定)

第 87 回 長野市都市計画審議会

令和 5 年 2 月 10 日

都市整備部 公園緑地課

長野都市計画公園の変更 総括図（長野市決定） 南長野運動公園



6・5・2号 南長野運動公園
 変更前面積 約29.7 ha
 変更後面積 約39.7 ha

凡 例	
	変更前区域
	追加区域

凡 例	
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	工業専用地域
	公共施設地域
	公園緑地
	河川
	道路
	その他

1 : 25,000

変更理由書

南長野運動公園は JR 篠ノ井駅から東約 2 km の場所に位置し、平成 3（1991）年の都市計画決定後、施設整備が行われ平成 9（1997）年に開設しました。平成 10（1998）年の長野冬季オリンピックで開閉会式場となった野球場（長野オリンピックスタジアム）をはじめ、総合球技場（長野Uスタジアム）、総合運動場体育館、屋内プール、テニスコートなどの大規模スポーツ施設を有する運動公園で、年間を通じて多くの競技大会が開催されるほか、生涯スポーツや自主的なスポーツ活動の場として活用が図られ、長野市南部地域の賑わいの拠点となっています。

また、本公園は長野県広域受援計画では広域防災拠点として、長野市地域防災計画では広域避難場所として位置付けられており、災害発生時は防災拠点として重要な役割を果たしています。

市内には、総合球技場のほかに一級河川千曲川の堤外地に天然芝のグラウンドが 5 面ありますが、近年は水害を受けることが多くなっているほか、夜間は利用できないことから、市外の施設を利用している市内サッカー競技者も多く見受けられます。

また、総合球技場建設の際に、本公園内にサブピッチを建設する場所が確保できなかったため、これまで大規模大会の誘致・開催が困難な状況であり、令和 10（2028）年に長野県で開催される国民スポーツ大会（現 国民体育大会）では、サッカー競技の会場として開催基準を満たしていない状況となっています。

その他、本公園の複数施設で競技大会が同時に開催される際は、駐車場不足となり周辺の商業施設や農地及び住宅地への迷惑駐車や交通渋滞が発生することで、近隣住民や公園利用者、大会の運営にも支障が生じています。

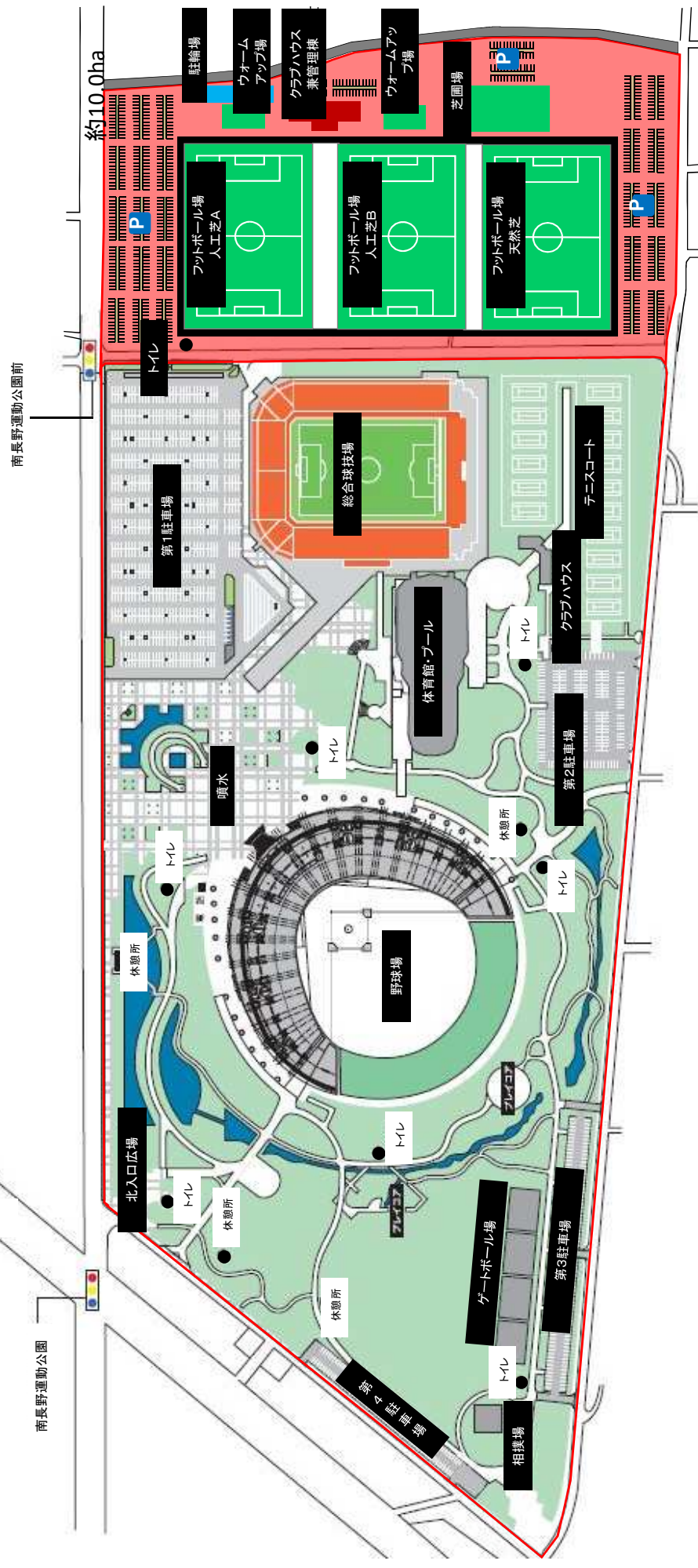
これらの課題を解消するため、総合球技場に隣接した公園東側（約 10.0ha）を公園区域に追加し、照明付きの天然芝 1 面、人工芝 2 面のグラウンドへ、一級河川千曲川の堤外地にある天然芝グラウンドの機能を移転し、併せて大規模大会の開催に必要であり災害時にも活用できるクラブハウス（管理棟）、芝生の圃場、現時点で不足している駐車台数（約 450 台）と拡張により必要となる駐車台数（約 350 台）を併せた駐車場（合計約 800 台）を整備するものです。

この公園機能の拡充により、交流人口の増加によるスポーツを軸としたまちづくりの推進と、国民スポーツ大会の確実な開催及び安定的運営、併せて災害時の広域防災拠点としての機能強化を図るため、都市計画の変更を行うものです。



施設配置図
6・5・2号 南長野運動公園

至長野市街
R18



約10.0ha

南長野運動公園前

南長野運動公園

凡 例	
	変更前区域
	追加区域

新旧対照表

(旧)

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公園名			
運動公園	6・5・2	南長野運動公園	長野市川中島町御厨字坪ノ内、字高柳、篠ノ井東福寺字北小森北、字池田、字五反田、字南宮、字上組北、字粳子田、篠ノ井小森字合戦場	約29.7ha	—

(新)

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公園名			
運動公園	6・5・2	南長野運動公園	長野市川中島町御厨字坪ノ内、字高柳、篠ノ井東福寺字北小森北、字池田、字五反田、字南宮、字上組北、字粳子田、 字竹原 、篠ノ井小森字合戦場	約39.7ha	—

都市計画の策定の経緯の概要

長野都市計画公園の変更

事 項	時 期	備 考
地元説明会	令和4年7月23日(土)	東福寺地区他
長野市都市計画審議会	令和4年8月5日(金)	事前説明
長野県知事事前協議	令和4年9月26日(月)	
長野県知事事前協議回答	令和4年10月18日(火)	
公聴会開催の公告	令和4年11月14日(月)	
素案の閲覧	令和4年11月14日(月)から 令和4年12月12日(月)まで28日間	
公述申出書提出期限	令和4年12月12日(月)	
公聴会 (都市計画法第16条第1項)	令和4年12月17日(土)	公述の申出がなかったため、中止
都市計画案の縦覧公告 (都市計画法第17条第1項)	令和5年1月10日(火)	
都市計画案の縦覧 (都市計画法第17条第1項)	令和5年1月10日(火)から 令和5年1月24日(火)まで14日間	
長野県知事協議 (都市計画法第19条第3項)	令和5年2月上旬	(以下予定)
長野市都市計画審議会	令和5年2月10日(金)	
長野県知事協議回答	令和5年2月中旬	
決定告示 (都市計画法第20条第1項)	令和5年3月中旬	付議